

【GMCPLM0021】



障害年金には「者」がつかない

障害年金について

障害年金・障害者手帳の違い
障害基礎年金・障害厚生年金・障害手当金
精神の障害認定基準
年金の認定対象外の病名
障害年金でもらえる金額
障害年金の不正受給
まとめ



令和5年7月作成

障害年金

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができます

1 「障害基礎年金」

- 病気やけがで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合

2 「障害厚生年金」

- 厚生年金に加入していた場合

番外 「障害手当金（一時金）」

- 障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残ったとき

- ◆ 障害年金を受け取るには、年金の納付状況などの条件が設けられている
- ◆ 障害基礎年金または障害厚生年金（障害等級1級・2級に限る）を受け取る方は、国民年金保険料が免除（国民年金保険料の法定免除制度）される

障害年金と障害者手帳の違い

障害年金と障害者手帳は別ものです。

	障害年金	精神障害者保健福祉手帳	身体障害者手帳
根拠	国民年金法と厚生年金法	精神保健福祉法	身体障害者福祉法
内容	年金として月々現金が支給	様々な公的優遇サービスの受給	
等級	3つの等級+アルファ 1・2・3級+障害手当金	3つの等級 1・2・3級	7つの等級 1級~6級+7級 7級は、単独での支給なし
備考	障害年金と精神障害者手帳の等級はほぼ同じ 障害年金の年金証書があれば、障害年金の等級に準じた精神障害者手帳が交付される。但し、逆はない。 精神障害者手帳を持っているからといって、障害年金が支給されるわけではない		

障害基礎年金

法令により定められた障害等級表（1級・2級）による障害の状態にある場合

障害基礎年金を受けるための受給要件

- 1** 障害の原因となった病気やけがの**初診日**が次のいずれかの間にある
 - 国民年金加入期間
 - 20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間
- 2** 障害の状態が、障害認定日（障害認定日以後に20歳に達したときは、20歳に達した日）に、障害等級表に定める1級または2級に該当している
- 3** 初診日の前日に、初診日がある月の前々月（例：10月であれば8月）までの被保険者期間で、国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上ある

20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件はない

障害厚生年金・障害手当金

初診日が、厚生年金に加入している間

初診日要件

障害状態該当要件

病気やけがで障害基礎年金の1級または2級に該当する障害の状態

➡ 障害厚生年金が障害基礎年金に上乗せされる

●3級の障害厚生年金

- 障害の状態が2級に該当しない軽い程度の障害のとき

番外 障害手当金（一時金）

- 初診日から5年以内に病気やけがが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残ったとき

障害厚生年金・障害手当金を受けるための保険料納付要件

初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていることが必要

- 1** 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること **保険料納付要件**
- 2** 初診日において65歳未満、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がない

精神の障害認定基準

精神の障害は、「統合失調症」、「気分障害」等については、「統合失調症」並びに「気分障害」に準じます

等級	どんな状態か	
1級	他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障害の状態です。身のまわりのことはかろうじてできるものの、それ以上の活動はできない方（または行うことを制限されている方）、入院や在宅介護を必要とし、活動の範囲がベッドの周辺に限られるような方が、1級に相当します。	
2級	必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障害です。例えば、家庭内で軽食をつくるなどの軽い活動はできても、それ以上重い活動はできない方（または行うことを制限されている方）、入院や在宅で、活動の範囲が病院内・家屋内に限られるような方が2級に相当します。	
3級	労働が著しい制限を受ける、または、労働に著しい制限を加えることを必要とするような状態です。日常生活にはほとんど支障はないが、労働については制限がある方が3級に相当します。	
障害 手当金	「障害が治ったもの」であって、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度のものとする。	

年金の認定対象外の病名

診断名によっては、認定の対象外になることがあります

- 人格障害：原則として認定の対象外
- 神経症：長期間症状が持続し、一見重症なものであっても、原則として認定の対象外
ただし、臨床症状が精神病の病態を示しているものは、統合失調症又は気分（感情）障害に準じて取扱う
- 精神作用物質使用による精神障害
 - 精神病性障害を示さない急性中毒及び明らかな身体依存の見られないものは、認定の対象外
- 発達障害：
 - 知能指数が高くても、社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために、日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行う
 - その他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、諸症状を総合的に判断して認定する
 - 通常低年齢で発症する疾患であるが、知的障害を伴わない者が発達障害の症状により、初めて受診した日が20歳以降であった場合は、当該受診日を初診日とする
- てんかん発作
 - 抗てんかん薬の服用や、外科的治療によって抑制される場合は、原則として認定の対象外

令和5年度版、障害年金でもらえる金額



	1級障害	2級障害	3級障害
厚生年金(2階)	障害厚生年金(1級) 配偶者の加給年金	障害厚生年金(2級) 配偶者の加給年金	障害厚生年金(3級) 障害手当金 ※最低保証額 583,400円 ※一時金として支給 報酬比例の年金額×2年分 (最低保障額 1,166,800円)
国民年金(1階)	障害基礎年金(1級) 972,250円 子の加算(第1・2子) 各223,800円 993,750円 228,700円	障害厚生年金(2級) 777,800円 子の加算(第1・2子) 各223,800円 795,000円	※子の加算: 第3子以降は各74,600円 ※金額は令和4年4月現在 令和5年 https://tokyo-shougainenkin.com/basic/page-38/

障害年金の不正受給

年金ゲット!!

障害年金の
不正受給を
考える人って…

「もっと重い病気にしろ」と医師を脅迫…不正受給は、犯罪です

- 精神障害を訴え、年金を不正受給しようとする患者は後を絶たない・・・という
- 障害年金は、医師の診断書と書類だけで受給判定
 - 精神障害は、客観的な判断要素が少ない。患者の申告のみで医師が判断
 - 症状を実際よりも重く申告された場合には、医師はそれを否定するすべがない
 - 介護保険、障害支援区分は、行政による病状調査と介護保険認定審査会、障害支援認定審査会の合議体（5名）で認定

国
厚労省へ

不正受給は、年金制度の根底を揺るがす犯罪行為

障害年金の手続きの改善をお願いします

- 1 介護保険・障害支援区分と同様、役所から調査員による病状調査
- 2 介護保険・障害支援区分・障害者手帳と同様、合議体での審査

まとめ

障害年金について

- 障害年金は、病気やけがで生活や仕事が制限された場合にももらえます
- **単にお金がないからという理由では、もらえません**

重

- 障害基礎年金：初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合
- 障害厚生年金： // 厚生年金に加入していた場合
- 障害手当金：障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残ったとき
- 精神の障害認定基準：法令により、障害等級1～3級の障害程度に分類
- 精神の場合、障害年金の認定対象外の病名があります
- 障害年金でもらえる金額は、国民年金と厚生年金の2階建てです
- 障害年金の不正受給は、犯罪です
- **国・厚労省へ：障害年金の手続きの抜本的改善を提案します**

介護保険・障害支援区分と同様の審査方法

GORYOKAI